

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成24年7月12日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区芝浦1-2-3		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 清水建設株式会社 代表取締役 官本 洋一 電話 075-693-9120					
主たる業種	建設業	細分類番号	01 64 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成24年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成23年度を基準に、平成25年度の温室効果ガス排出量を2%以上削減する。						
計画を推進するための体制	イオンモールKYOTOにおいて、省エネルギー推進委員会を設け、省エネの推進を図る。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23)年度	第1年度 (一)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,832.9 トン	トン	2,804.6 トン	2,741.6 トン	-2.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,832.9 トン	トン	2,804.6 トン	2,741.6 トン	-2.1 パーセント	
目標の根拠		上記排出量の多くを占めるイオンモールKYOTO事業所において、基準年度時点で東日本大震災の影響により設備投資を含む節電対策を相当量実施したため、以降については運営面で更なるエネルギー効率化を図っていくことを目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (23)年度	第1年度 (一)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	複合商業施設	事業活動に伴う排出の量 (売上高×1/10000000)	13.24		13.10	12.81	-2.15 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		商業施設の為、空調稼働状況や照明の運用が売上高と連動するため、特に空調設備の効率化を図っての削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (23)年度	第1年度 (一)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		42.0 パーセント	パーセント	85.0 パーセント	85.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	空調機器の適正な運転および不要照明の消灯・間引き					
	(24)年度	空調機器の適正な運転および不要照明の消灯・間引き					
	(25)年度	空調機器の適正な運転および不要照明の消灯・間引き					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	イオンモールKYOTO事業所において、従業員の自動車・バイク(原付含む)での通勤を原則禁止					
	上記の措置を採用する理由	事業所の立地が駅に近く、公共交通機関での通勤が容易な為。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	イオンモールKYOTO事業所の備前スペースでエコに関するイベントを開催し、来店客に対しての啓蒙活動に協力する						
特記事項	平成23年度を基準年度として採用(イオンモールKYOTOは平成22年5月27日から営業開始)						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。